

令和 7 年度
国営造成施設総合水利調整管理事業
山王海ダム洪水調節機能強化検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成施設総合水利調整管理事業 山王海ダム洪水調節機能強化検討業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、「北上川水系（北上川上流）治水協定」（令和2年5月29日締結）に位置づけられた山王海ダムにおいて、洪水調節機能強化を図るため事前放流効果の検証と洪水調節機能を効果的に発揮するための運用方法等を検討するものである。

(場所)

第1-3条 本業務の対象施設の位置は、岩手県紫波郡紫波町土舘山王海国有林411林班地内で【別紙1】位置図のとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第 1-7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1-8 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 1-9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（対象施設）

第 2-1 条 本業務の対象施設（山王海ダム）の概要は次のとおりである。

形 式：中心遮水ゾーン型ロックフィルダム

堤 高：61.5m

堤 長：241.6m

有効貯水量：37,600 千 m³

設計洪水量：850.0 m³/s

・基準降雨量 78 mm

- ・洪水調節可能容量 1,236 万 m³
- ・貯水位運用を行う期間 9 月 1 日～10 月 31 日

(適用する図書)

第 2-2 条 本業務で適用する図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改定)年月
1	土地改良事業計画設計基準設計「ダム」	農林水産省農村振興局	平成 15 年 4 月
2	土地改良施設管理基準ーダム編ー	社団法人農業土木学会	平成 16 年 3 月
3	事前放流ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局	令和 3 年 7 月

(作業条件)

第 2-3 条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りが生じないように留意しなければならない。
- (2) 本業務で生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(貸与資料)

第 2-4 条 貸与資料は、次のとおりである。

また、貸与資料以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	備 考
1	山王海ダム技術誌	
2	山王海・葛丸の水 国営山王海土地改良事業の歩み(平成 14 年 3 月)	
3	国営山王海地区かんがい用水水利使用規則(平成 30 年 3 月 27 日)	
4	山王海ダム管理規程(令和 3 年 5 月 26 日)	
5	山王海地区河川協議資料(令和 6 年 9 月 13 日提出)	
6	北上川水系(北上川上流)治水協定書(令和 2 年 5 月 29 日)	
7	令和 2 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 農業用ダム洪水調節機能強化検討業務報告書	

(適用する図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-5 条 第 2-2 条及び第 2-4 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用する図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は【別紙2】作業項目、作業内容及び作業数量に示すものとする。

作 業 項 目	数量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 現地調査及び事前放流等検討のためのデータ収集	1 式	
3. 過年度の水利用状況及び事前放流等取組状況の整理		
3-1 事前放流等のためのデータ整理	1 式	
3-2 事前放流等の実施に関する課題整理	1 式	
4. 事前放流等によるダムの洪水調節効果検証		
4-1 事前放流等による下流河川への影響について確認	1 式	
4-2 事前放流等によるダム放流量・流入量・水位の比較	1 式	
4-3 ダムから放流されるピーク流量や下流河川への影響の検討	1 式	
4-4 洪水調節効果の検証	1 式	
5. 降雨予測を踏まえた流入量予測手法の改善方法検討		
5-1 降雨予測と実績降雨の比較検討	1 式	
5-2 流入量予測手法の改善方法検討	1 式	
6. 事前放流等の手順書作成	1 式	
7. 照査	1 式	
8. 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 第2-2条、第2-4条及び共通仕様書に示す適用図書や貸与資料、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、事前に計算手法及びアウトプットの様式等について監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できる内容としたダイジェスト版を作成するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

管理技術者等の受注者代表は、「業務の成果品質確保対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

また、必要に応じ最終打合せ以外であっても、照査技術者が照査報告できるものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せは、次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（事前放流等によるダムの洪水調節効果検証段階）

第3回 中間打合せ（降雨予測を踏まえた流入量予測手法の改善方法検討段階）

第4回 中間打合せ（事前放流等の手順書の作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物全体の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

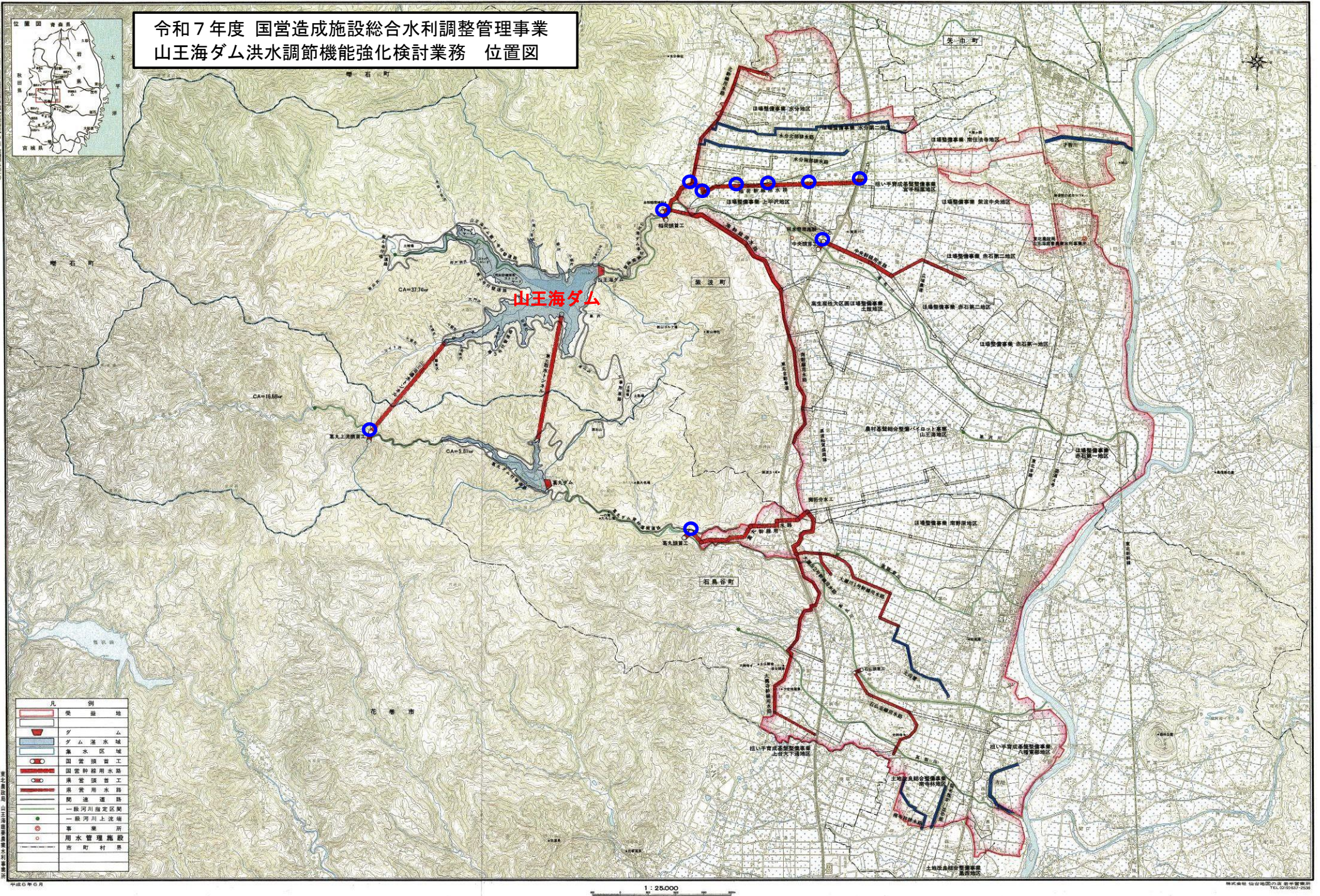
- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の作業に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 7 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業
山王海ダム洪水調節機能強化検討業務 位置図



【別紙 2】 作業項目、作業内容及び作業数量

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄	備 考
1. 準備作業	既存資料（貸与資料等）を整理し、内容を把握するとともに作業計画を作成する。	○	
2. 現地調査及び事前放流等検討のためのデータ収集	現地調査及び事前放流等に係るデータ（降雨量、ダム流入量、ダム放流量、貯水位等）及び事前放流等に係る体制等（①人員・体制、②操作方法、③気象情報の収集、④流入量の予測、⑤確保容量の算定、⑥警報活動、⑦情報共有等）の資料を収集（聞き取り調査を含む）する。	○	
3. 過年度の水利用状況及び事前放流等取組状況の整理			
3-1 事前放流等のためのデータ整理	過年度業務（令和 2 年度）で整理した降雨量、ダム流入量・放流量、貯水位等の実測データに、収集したデータを追加する。	○	
3-2 事前放流等の実施に関する課題整理	事前放流等の実施に関する、①人員・体制、②操作方法、③気象情報の収集、④流入量の予測、⑤確保容量の算定、⑥警報活動、⑦情報共有等の聞き取り結果と課題を整理する。	○	
4. 事前放流等によるダムの洪水調節効果検証			
4-1 事前放流等による下流河川への影響について確認	事前放流等を行った場合と行わなかった場合の下流河川への影響を実績水位及びシミュレーションで確認する。	○	
4-2 事前放流等によるダム放流量・流入量・水位の比較	事前放流等を行った場合と行わなかった場合のシミュレーションから、ダムからの放流量・流入量、ダム水位を時系列に比較する。	○	
4-3 ダムから放流されるピーク流量や下流河川への影響の検討	降雨確率や降雨波形の違いによる流入量を検証し、ダムからのピーク放流量及び下流河川への影響をシミュレーションする。	○	
4-4 洪水調節効果の検証	上記 4-1～4-3 の結果から洪水調節効果を検証する。	○	
5. 降雨予測を踏まえた流入量予測手法の改善方法検討			
5-1 降雨予測と実績降雨の比較検討	事前放流ガイドラインに基づく予測雨量で示される降雨予測と実績降雨を比較する。	○	
5-2 流入量予測手法の改善方法検討	事前放流ガイドラインに基づく予測降雨量と実測雨量の流入量を整理し、流出係数の検討とダム流入量を計算するエクセルシート等を作成する。	○	
6. 事前放流等の手順書作成	貸与資料、資料収集（聞き取り調査を含む）及び検討結果から事前放流等の手引書を作成する。	○	
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書を作成する。	○	
8. 点検取りまとめ	各項目成果資料の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	